

中国人強制連行新潟訴訟一審判決

事実認定

(新潟地裁2004年3月26日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

6 原告ら各自に関する事情

(1) 原告文彬について

前提事実、前記認定事実4、証拠（甲総11、甲各A1の1ないし甲各A13、検証）及び弁論の全趣旨によれば、原告文彬について、以下の事実が認められる。

原告文彬は、1921年2月8日（旧暦）生まれの中国国民である。

ア 供出

ア) 原告文彬は、祖父母、両親、姉及び3人の弟とともに中国河北省鵝澤県要東庄村に居住し、冀南銀行（日本軍に抵抗する抗日政府が經營する銀行）で会計業務に従事していた。

原告文彬は、1944年4月15日（旧暦）の早朝に、河北省企之県四合寨村で、冀南銀行の各支店主任会議に参加しようとしたところ、日本軍に包囲された。原告文彬は、銃を持って村の外へ逃げようと試みたが、いたるところに日本軍とその傀儡軍がいることがわかったためもう逃げ出せないと考え、銃を草むらの中に隠して日本軍に捕らえられた。原告文彬とともに10数名が捕まつた。

原告文彬らは、後ろ手に縛られて數珠繋ぎにされ、日本軍及び傀儡軍に監視されながら歩かされた。原告文彬らは、企之県から山東省との境にある臨清県まで4日間歩かされた。原告文彬は、行き先も目的も告げられず、また、水や食料も殆ど与えられない状態で歩かされた。

原告文彬らは、臨清県にある傀儡軍の警察署で、縄をほどかれコーリヤンの餅1個と約1杯の水を支給されたが、その後は、午後に1度トイレに行く以外は、部屋の中に閉じこめられる状態であった。原告文彬らは、20数日間に渡って閉じこめられたが、その間、食料は1日につきコーリヤンの餅1個と約1杯の水だけであった。また、原告文彬は、警察署の者から、氏名、住所、家族及び職業などを聞かれたが、抗日政府の仕事をしていたことから、名前は「高清珍」、職業は「教師」と答えた。

原告文彬は、その後、济南に連れて行かれると聞かされ、警察署の者が運転するトラックに乗せられた。トラックには、銃を持った日本兵が同乗していた。トラックは、朝に出発したが、その日の夕方に济南に到着した。

(竹) 原告文彬は、济南に着くと、新華院（俘虜収容施設）に収容された。

新華院は、高い塹で囲まれ、塹の上には電気を流した鉄条網があり、當時、日本兵が見張っていた。

原告文彬は、教育を受けたことがあるということで幹部チームに配属

され、労働訓練を受けたり日本語を習ったりした。食事は、朝は茶碗1杯のお粥、昼と夜は茶碗1杯のコーリヤン飯だけであった。板張りの部屋で着の身着のままで就寝し、衣料の支給もなかった。原告文彬は、新華院に着いたばかりのころに、華北労工協会の中国人から、日本に送られ働くされると聞いたが、どこでどんな仕事をするのか、給料をもらうことができるのかどうか等について話はなかった。

原告文彬が滞在中に、新華院からの脱走に失敗して捕まった者がいたが、その脱走者は、原告文彬らが見ている目の前で、日本兵から何度も銃剣で刺され、軍用犬に噛みつかれて死亡した。日本軍の将校は、「見たか。逃げようとする奴は同じ目に遭うぞ。」と言った。

原告文彬は、約3か月間新華院に滞在した。

イ 移入

原告文彬ら（約300名）は、1944年9月中旬ころ（旧暦）、济南駅から青島駅まで汽車で移動させられた。汽車には日本兵が乗り込んで監視をしていた。原告文彬は、济南を出発する際に、黄色い服1着と綿が入った蒲団を支給された。

原告文彬らは、青島に到着した翌日、日本の石炭貨物船に乗せられた。原告文彬は、甲板に張られたテントの中で過ごし、台風が来ると船倉内の石炭の上に座らされた。食事は、50グラム程度のトウモロコシの餅子1つだけであった。原告文彬らは、10数日間乗船していた。

石炭貨物船は、昭和19年11月17日ころ、日本の下関港に到着した。原告文彬らは、到着の翌日に船から降ろされたが、服を脱がされて体に液体を塗られた。脱いだ服は蒸されたが、蒸し終わると再び服を着せられ、汽車に乗せられた。その後、汽車は、大阪を経由して新潟駅に着いた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告文彬は、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

新潟華工管理事務所には警察官もいた。

原告文彬は、木造2階建ての宿舎に収容され、第2中隊の中隊長となつた。

(イ) 原告文彬は、毎日、午前8時から正午ころまで作業をしたら現場で食事をとり、食事が終了したらすぐに作業を再開して午後5時ころまで作業に従事し、午後9時に就寝する生活をした。作業内容は、主に船から石炭や木材を降ろしてトロッコに積んで倉庫に運び込む作業、倉庫内の石炭や木材をトロッコに積み込む作業であった。昼食時間以外に休憩はなく、休日は一切なかった。

日本人監督員の監視下で作業をさせられ、作業の速度が遅いと言われて、日本人監督員から殴られた者もいた。

(ウ) 食事は1日3食あったが、小麦粉で作った拳くらいの大きさの饅頭のみで、おかず等はなかった。そのため、ひもじさの余り雑草を食べたこともあった。

衣料は、麻袋1枚と地下足袋1足以外に支給されたことはなく、原告文彬は服の代わりに麻袋を身に纏っていた。

宿舎の床には藁が少し敷いてあったが、暖房設備はなかった。

原告文彬は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかつた。

(エ) 原告文彬は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

エ 広島への連行

(フ) 原告文彬は、昭和20年3月15日、作業に従事していたところ、警察官から近くの警察署に連行され、当時広島で逮捕された抗日団体の首領と目される中国人（鄭光遠）を知っているかと尋問された。原告文彬が知らないと答えると、いきなりベンチに押し倒され押さえつけられた

まま、やかんの水を鼻と口に注ぎ込まれた。原告文彬は、その後、手錠を掛けられ汽車で広島まで連れて行かれた。

(イ) 原告文彬は、警察署で、その中国人を知っていると認めろ、日本に不満を持っていないか、中国政府の指示で破壊工作をしたのではないかと尋問された。原告文彬は、身に覚えのないことであったためそれらを否定したところ、正座をさせられて股の内側に棒を挟んだ上から強く踏みつけられたり、サーベルで右の手を切る仕草をされたりした。原告文彬は、20数日間に渡り拷問を受け自白を強要されたが、それを拒んだ。その間、食事はおにぎり1個だけであった。

その後、原告文彬は、広島の裁判所で懲役4年の有罪判決を受け、広島刑務所に収監された。原告文彬は、刑務所で封筒を作る作業をさせられた。食事は1日3食出たが、1食につきおにぎり1個だけであった。

(ウ) 原告文彬は、昭和20年8月6日、広島刑務所にいたところ、米軍が落とした原爆により被爆した。

原告文彬は、その日の午後に、山口刑務所に移監された。

オ 帰国

(エ) 昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したが、原告文彬はしばらくの間、山口刑務所に収監されたままであった。原告文彬は、昭和20年9月、広島刑務所に移監されたが、同刑務所に収監される前に、護送してきた警察官から「今は平和になった。中国に帰っていい。」と言われ、釈放となった。

したがって、原告文彬の実質的身柄拘束期間は、約1年6か月（うち強制労働に従事させられた期間は約4か月）である。

原告文彬は、汽車で広島から下関まで行き、米軍の指示に従って、船で朝鮮半島へ渡った。その後、汽車や徒步で朝鮮半島を渡って中国へ入り滄州まで行き、さらに20数日間歩いて故郷へ帰った。

(1) 原告文彬は、帰国後も、被爆による後遺症と思われる疾患に悩まされている。

(2) 原告安について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各B1ないし甲各B3、原告安、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告安について、以下の事実が認められる。

原告安は、1922年3月19日（旧暦）生まれの中國国民である。

ア 供出

(1) 原告安は、両親及び2人の弟とともに住所地に居住し、農業に従事していたが、1943年の暮ごろ、抗日挺進隊第6支隊に参加した。

数か月後、抗日挺進隊第6支隊が日本軍に降伏したため、原告安らは日本軍の管理下に置かれていたが、1944年7月ごろ（旧暦）、原告安ら（約250名）は、別な場所に移動させられ訓練を受けた。その後、原告安らは、勝武県の北関駅に集められ「山東省の蚌埠市に行って仕事をする。」と言われ、汽車に乗せられた。原告安らが汽車に乗ると、日本兵がドアを締め、開封駅に着くまで締め切られたままであった。汽車は、その日の午後10時ごろには、山東省の濟南駅に着いた。

(1) 原告安らは、汽車から降りると、数10人の日本兵に囲まれた。原告安らは、整列させられ人数を確認された後、新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれた。

新華院では、午前6時に起床して、午前7時ごろに朝食をとり、その後、昼食を挟んで訓練を受けたり翻話を聞いたりしていた。食事は1日3食で、朝は粟粥2椀、昼は粟1椀、夜は粟粥2椀が出た。トイレに行く際には、監視員の許可を得る必要があり、1人が行って帰ってくると次の1人が行くようにと指示され、それに従わないと殴られた。原告安は一糸がりの大きなベットで就寝させられたが、1つのベッドに約20

人が寝ていたため、詰め込まれたような状態で寝返りをうつのにも苦労した。

原告安は、約1か月間新華院に滞在した。

イ 移入

原告安らは、1944年10月ころ（旧暦）、日本人によって济南駅から青島駅まで汽車で移動させられた。

原告安は、青島に数日滞在した後、日本の貨物船に乗せられた。船には、200名以上の中国人が乗せられていた。原告安が乗船していた場所のすぐ隣には石炭が積まれていた。乗船中は満足な食事が出ることはなかったが、乗船から数日後にトウモロコシの粉をお湯で溶いた物が出た。乗船中は、日本人から厳しく監視された。原告安らは、9日間程度乗船していた。

貨物船は、昭和19年11月17日ころ、日本の下関港に到着した。原告安らは、下船した後、プールに入れられて消毒された。原告安らは、その後、汽車に乗せられ、新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(1) 原告安らは、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告安は、木造2階建ての宿舎に収容され、第2隊2班の所属（班長）となった。

(1) 原告安は、毎日、午前6時に起床して食事をとり、午前8時に作業に出かけ、正午ころに現場で食事をとり、午後6時ころに作業を終了して夕食をとり、午後8時に消灯となる生活をした。作業内容は、主に大きな船から小さな船や貨車に荷物（大豆、米、缶詰、石炭等）を載せ替えるというものであった。残業をさせられることはあったが、昼食時間以外に休憩はなく、休日は一切なかった。

作業には、1班につき1人の日本人監督員が付いたが、何か気に入らないことを見つけると、中国人労働者を殴ったり罵ったりしていた。原

原告も作業中に肩、尻、腰、頭などを殴られた。原告は、朝食及び昼食の際に水の支給がなかったため、喉が渴いて水道の水を飲んだことがあったが、日本人監督員に見つかるとひどく殴られた。また、原告は、石炭が入ったかご2つを天秤棒で担ぎ汽車に積み込む作業中、幅約20センチメートル程度の鉄板を渡る際に、足を滑らせて鉄板から落ちてかごを壊したことがあり、その際、日本人監督員から、かごを壊したことについて、「心が悪いからだ。」と言われ、顔、肩、尻、腰等を殴られたことがあった。さらに、麻袋に入った大豆の荷下ろし作業をしていたときに、原告が麻袋を落としたため袋が裂けて大豆が散らばったことから、日本人監督員から「お前は悪い。」「死んでしまえ。」と言われて、長さ1メートル、太さ5センチメートルくらいの木の棒で頭を殴られたことがあった。

(イ) 食事は、朝と昼は1つ100グラムにも満たない黒饅頭2つと僅かな量の干し大根の漬け物が、夜は黒饅頭が支給された。残業で午前0時を過ぎたときにはおにぎりが支給された。

衣料が支給されたことはなく、原告は麻袋の切れ端を身に纏っていた。麦わらで作った靴が支給されることがあったが、それが破れた際には、素足で作業しなければならなかつた。

原告らは1部屋に100名程度入れられた。床に麻袋を敷いて就寝したため非常に寒かったが、部屋には暖房器具が1つしかなかった。

原告は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかった。そのため、体中にシラミがわき、痒さに悩まされた。

(二) 原告は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告ら

は働くなくともよくなり、食事も改善された。

したがって、原告安の実質的身柄拘束期間は、約1年1か月間（うち強制労働に従事させられた期間は約9か月）である。

原告安は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告安は、塘沽に到着したが、そこで国民党軍に拘束され、国民党の部隊に参加させられた。その後、原告安は、解放軍の部隊で土地改革が行われるまで働き、1950年（昭和25年）ころ、自宅へ戻った。しかし、原告安の家族は全員死亡していた。

(3) 原告紀について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各C1及び甲各C2、原告紀、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告紀について、以下の事実が認められる。

原告紀は、1923年12月20日（旧暦）生まれの中國国民である。

ア 供出

(1) 原告紀は、1944年8月か9月ころ、原陽県城で物乞いをしていたところ、日本兵2名が来て、強制的に駅まで連れて行かれた。原告紀は、貨物列車に乗せられ、济南に連れて行かれた。車両に窓はなく、日本兵から監視されていた。

济南に着くと、新華院に収容された。

(1) 新華院では、日本軍の厳しい監視下で、駆け足をさせられたり山で穴を掘らされたりする収容生活を送った。食事は少量（2碗程度）のお粥が出ただけであった。トイレから帰るのが遅いと殴られる等日常的に暴力を振るわれた。

原告紀は、1か月間程度新華院に滞在した。

イ 移入

原告紀は、汽車に乗せられ、青島まで移動させられた。

原告紀は、青島で貨物船に乗せられた。原告紀は1日中船倉に乗せられた。食事は、トウモロコシで作った饅頭とタマネギが出る程度であった。原告紀は、約10日間乗船していた。

貨物船は、昭和19年11月17日ころ、日本の下関港に到着した。原告紀は、下船した後、服を脱がれ消毒された後、木箱に入ったご飯を支給された。原告紀は、その後、汽車に乗せられ、新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告紀は、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告紀は、木造2階建ての宿舎に収容され、第3隊に配属された。

(イ) 原告紀は、毎日、朝から晩まで働かされた。作業内容は、主として列車や船に石炭を積み込む作業であった。石炭を入れたかごを天秤棒で運びながら幅30センチメートル程度の板を渡らなければならなかつたため、そこから転落したこともあった。残業をさせられることがあったが、現場での昼食時間以外に休憩はなく、休日は一切なかつた。

作業中は、常に日本人の監督員から監視されていた。監督員は、気に入らないことがあると中国人労働者を拳骨や長さ1メートル、太さ5センチメートルくらいの棒で殴っていた。

(エ) 食事は、3食出たが、饅頭のような物2個と大根の煮っぱの煮物のような物が出る程度であった。午前0時過ぎまで残業をすると、おにぎりが支給された。

衣類が支給されたことはなく、麻袋を服がわりに纏い、麻袋の切れ端や藁で作った靴を履いていた。

床の上に藁を敷いて寝ていた。

原告紀は、目の病気にかかったことがあったが、看護師が治療にあたってくれた。

(エ) 原告紀は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切な

く、賃金を受け取ったこともない。

日本に連れて来られたときに、1日あたり、普通の人は5円、班長は6円、隊長は8円の賃金を支払うと言われたことがあったが、その支払は一切なかった。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告紀は働かなくてもよくなり、生活も改善された。

したがって、原告紀の実質的身柄拘束期間は、約1年間（うち強制労働に従事させられた期間は約9か月）である。

原告紀は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告紀は、塘沽に到着し、しばらくの間、天津で生活したが、その後、実家（住所地）に帰った。

(4) 原告俊祥について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各D1ないし甲各D2；原告俊祥、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告俊祥について、以下の事実が認められる。

原告俊祥は、1924年3月21日（旧暦）生まれの中国国民である。

ア 供出

（ア）原告俊祥は、両親、3人の弟及び2人の妹とともに住所地に居住していた。原告俊祥は、国民党第6支隊の兵士であったが、所属していた部隊が日本軍に投降したため、朝共自衛団（以下「自衛団」という。）に所属することになった。

1944年、原告俊祥が、自衛団で訓練をしていると、日本軍がやって来て、自衛団のリーダーを通して、食事をきちんと与えるから日本軍の仕事をするようにと指示してきた。原告俊祥ら約200名は、日本軍に指示され、2時間程度歩いて福井県北越の駅に連れて行かれた。

原告俊祥らは、北関の駅から2日間くらい汽車に乗り済南駅に着いた。

汽車は2、3両編成であったが、車両に窓はなく扉には鍵がかけられ、

汽車の先頭には日本兵が立っていた。

(イ) 原告俊祥らは、汽車から降りると、銃を持ち大きな犬を連れた日本兵に取り囲まれ、新華院（伊廣収容施設）に連れて行かれた。原告俊祥は、新華院に着くと、それまで着ていた服や履いていた靴を全て脱がされ、綿の服と草で編んだ草履を与えられた。原告俊祥は、新華院で体操をさせられたりしたが、労働を強いられたりすることはなかった。新華院では、食事として、朝と晩には茶碗1杯分のお粥が、昼にはご飯が出された。寝具は、板でできた長いベッドに布が敷いてあるものがあるだけであった。

新華院では、夜遅くまで起きていると、見回りに来た日本軍の監視員から、木の棒や手で殴られた。また、トイレに行く際には、監視員の許可を得る必要があり、服を全て脱いでからでないと行くことを許されず、また、帰りが遅いと監視員から棒で殴られた。

原告俊祥は、約1か月間新華院に滞在した。

イ 移入

原告俊祥は、開封へ行くと聞かされていたが、汽車で新華院から青島へ連れて行かれた。朝に新華院を出て夜には青島に到着したが、汽車の中では銃を持った日本兵が監視をしていた。

原告俊祥は、青島に約3日間滞在したが、その後、貨物船に乗せられた。貨物船には約200名が乗せられたが、原告俊祥らは、石炭が積まれた船倉内の石炭の上で寝起きした。食事はいつもトウモロコシの粉とニンニク1個だけで、換気が悪く衛生状態も悪かった。原告俊祥らは、約10日間乗船した。

貨物船は、昭和19年11月9日ころ、日本の下関港に到着した。原告

俊祥らは、下船した後、風呂に入れられ、脱いだ服も消毒液に漬けて消毒された。原告俊祥らは、その後、汽車に乗せられ、新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告俊祥らは、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告俊祥は、木造2階建ての宿舎に収容され、第1隊3班の所属となつた。

(イ) 原告俊祥らは、毎日、日本人の監督下、港や駅へ行き、貨物船からの石炭の荷下ろし、貨物船への石炭の積み込み、食料や紙の積み下ろし等の仕事をさせられた。汽車に石炭を積む際には、天秤棒で竹かごを2つ(1つ25キログラム程度)持つて、幅の狭い板の上を歩かなければならなかつた。

仕事をしている間、仲間と話をしているのを見つかると、日本人の監督員から殴られたり蹴飛ばされたりした。また、水を飲む際にも監督員の許可を得なければならなかつた。

原告俊祥は、大きな竹かごで石炭を運ぶ際、重さのあまり動かせないことがあったが、その時に、高橋という日本人の監督員から、木の棒で3回くらい頭を強打された。また、雨が降った際に、板の上で滑って竹かごをひっくり返したことがあったが、その時も、上記高橋から、木の棒で腰や背中を叩かれた。原告俊祥は、これら以外にも、仕事中に日本人の監督員から暴行を受けることがあった。

原告俊祥は、朝早くから夜暗くまで、1日10時間以上働かされた。昼食時間以外に休憩はなく、休日もなかつた。

(ウ) 毎日3食の食事があったが、米ぬかやドングリの粉を練った饅頭2個を与えられただけで、たまに大根の葉っぱの漬け物が出る程度であった。

衣料としては、麻袋1枚及び地下足袋1足が支給されただけであり、

地下足袋を履き潰した後は、靴の代わりに草を編んだ物を使った。寝具は与えられず、木の板の上に麻の袋を敷いて寝た。寒いときには、2人が向き合いお互いに体を寄せ合うようにして寝た。

原告俊祥は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかった。

原告俊祥は、紙のロールの積み下ろし作業をしていた際に紙のロールを足の甲の上に落として3センチメートルくらい腫れ上がる怪我をし医師に診てもらったことがあったが、簡単な薬（ヨーチンのようなもの）を塗られただけで仕事を続けるようにと指示されたため、やむなく仕事を続けた（今でもこの傷がときどき痛むことがある。）。原告俊祥の班には20名の中国人労働者がいたが、6名が病気で死亡した。

(2) 原告俊祥は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告俊祥らは働くなくてもよくなり、食事も改善された。

したがって、原告俊祥の実質的身柄拘束期間は、約11か月間（うち強制労働に従事させられた期間は約9か月）である。

原告俊祥は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告俊祥は、埠頭に到着し、汽車に乗った後、歩いて実家へ帰った。

(5) 原告苗について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各E1ないし甲各E3、原告苗、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告苗について、以下の事実が認められる。

原告苗は、1923年11月15日（旧暦）生まれの中国国民である。

ア 供出

(ア) 原告苗は、弟及び2人の妹とともに住所地に居住し、農業に従事していたが、義軍（日本軍の傀儡軍）第6中隊に参加していた。

1944年の秋ころ、第6中隊に日本兵が来て、仕事に行くからと言われ、陽武駅に集められた。陽武駅には250名程度が集められていた。

原告苗らは、そこから汽車で新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれた。

(イ) 新華院では、毎日、走らされたり日本語を教えられたりする訓練を受けた。日本兵から監視され、トイレに行く際には、裸にならなければならなかった。新華院に収容された際に、着ていた服を没収され、代わりに古着を支給された。風呂に入ることはできず、狭いところに薬を敷いて寝た。寝る際には左を向いて寝てはならないと指示され、左を向いて寝ると殴られた。

原告苗は、約1か月間新華院に滞在した。

イ 移入

原告苗ら（約300名）は、汽車に乗せられ青島駅まで移動させられた。

原告苗らは、青島に着くと、日本の貨物船に乗せられた。原告苗は、鉱石や食料が積まれた船倉に乗せられ、寝る際には鉱石の上に寝た。食事はトウモロコシのお粥だけであった。乗船中は日本人から監視された。原告苗らは約23日間乗船した。

貨物船は、昭和19年12月10日ころ、日本の門司港に到着した。原告苗らは、下船した後、風呂に入れられて消毒された。原告苗らは、その後、汽車に乗せられ、新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告苗らは、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告苗は、木造2階建ての宿舎に収容された。

(イ) 原告苗は、毎日、午前7時に起床して食事をとり、午前8時に作業に

出かけ、正午ころに現場で昼食をとり、午後6時ころに作業を終え、午後7時ころから夕食をとる生活をしていた。作業内容は、主に船から石炭や食料を下ろしたり汽車に荷物を積んだりする作業であった。残業をさせられることはあったが、昼食時間以外に休憩はなく、休日は一切なかった。

現場には日本人の監督員がいて、荷物の重さの余りふらふらしたりすると、長さ1メートルくらいの棒で殴られたり蹴られたりした。

(イ) 食事は1日3食あったが、何かの粉できた饅頭2個かコウリヤンの蒸しパンのようなもの2個とたくあんが出る程度であった。

衣料が支給されたことはなく、麻袋を服の代わりにして着ていた。皆シラミがわいていた。

原告苗は、床に藁を敷いて、蒲団代わりに麻袋をかけて就寝した。それでも寒かったため、お互いに体を寄せ合って寝た。

原告苗が新潟華工管理事務所にいる間、入浴は1回しかなかった。

(ロ) 原告苗、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

原告苗は、日本に着いてから、うまく仕事をすれば給料がもらえると言われたことがあったが、結局何ももらえなかった。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告苗らは働かなくともよくなり、食事も改善された。

したがって、原告苗の実質的身柄拘束期間は、約11か月間（うち強制労働に従事させられた期間は約8か月）である。

原告苗は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告苗は、日本で、天津に着いたら給料を精算してやると言っていたため、天津で給料を支払ってくれる人を探したが、結

局見つけることはできなかった。

原告苗は、天津で国民党から徵兵されたが、その後、すぐに逃げ出し、あちこちで仕事をし、約1年後に自宅へ帰った。

(6) 原告連信について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各F1ないし甲各F5、原告連信、検証）並びに弁護の全趣旨によれば、原告連信について、以下の事実が認められる。

原告連信は、1927年5月21日（旧暦）生まれの中国国民である。

ア 供出

(ア) 原告連信は、両親及び妻とともに中国山東省平原県張老虎村に居住し、農業に従事していた。

原告連信は、1944年9月上旬ころ（旧暦）、同県梨園村の姉の家に滞在し、ある日の午前9時ころ、1人で畑仕事をしていたところ、突然銃声が聞こえた。村人が逃げるのが見えたため、原告連信も逃げようとしたが、日本軍や傀儡軍に囲まれ捕まった。原告連信と一緒に20名くらいの男性が捕まった。

原告連信らは後ろ手に縛られて数珠繋ぎにされ2時間程度歩かされ、平原県の西南にある腰站に連れて行かれた。その間、日本兵や傀儡軍が監視していた。腰站で休息と食事をとった後、再び平原県に連れて行かれ、午後8時ころ、全員が駅に停車していた空の貨物列車に乗せられた。原告連信は、どこへ連れて行かれるのか聞いていなかった。

車両では、銃を持った日本兵が監視をしていた。原告連信は、縄をほどいて逃げようとしたが、日本兵に見つかり足蹴りにされた。汽車は、同日午後10時ころ、济南駅に着いた。

(イ) 原告連信らは、济南駅から、後ろ手に縛られたまま白馬山という丘にあった日本軍の駐屯地に連れて行かれ、10畳くらいの部屋に閉じこめ

られた。原告連信は、そこに1週間程度いた。その間、日本兵に監視されていた。食事は1日2食あったが、日本人が残した残飯を後ろ手で縛られた状態のまま容器に顔を突っ込んで食べさせられた。

その後、原告連信らは、新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれた。新華院では、駆け足の訓練や上記日本軍駐屯地の飛行場の格納庫建設の工事をさせられたりした。食事は1日2食で、茶碗半分くらいの栗のお粥と白菜の浅漬けのようなものが出た。収容される際に服を脱がされ、代わりに古い服を渡され、また、薄い灰色の綿蒲団1枚を支給された。就寝の際には、数10人が寝床を並べ、支給された蒲団をかけて寝た。

原告連信は、1か月半程新華院に滞在した。

イ 移入

原告連信は、日本に行かされることとなり、汽車に乗せられ青島に連れて行かれた。日本で何をするのか等の話は全くなかった。新華院を出発する際に、上着（綿入れ）1着、蒲団1枚、石鹼1つ、靴下1組及び靴1足が支給されたが、靴は出発前に底が抜けてしまったがわりの物はもらえなかった。

原告連信は、青島に到着した翌日、貨物船に乗せられた。原告連信は、船倉に積まれた鉱石の上に麻袋を敷いて寝かされた。船倉は換気が悪く、衛生状態も悪かった。食事は1日2食であった。航海の間、日本人に監視されていた。原告連信は、約24日間乗船した。

貨物船は、昭和19年12月10日ころ、日本の下関港に到着した。原告連信らは、下船した後、衣服を全て脱がされ消毒液の入った風呂に入れられた。その後、汽車に乗せられ、京都を経由して新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(1) 原告連信らは、新潟駅に到着後、新潟車工管理事務所に連れて行かれ、木造2階建ての宿舎に収容された。

(イ) 原告連信は、毎日、午前7時ないし午前8時に作業を始め、10時間以上働いて宿舎に帰る生活をした。作業内容は、主に石炭の積み下ろし作業であった。残業をさせられることはあったが、船の入港のない日に休む程度で休日はほとんどなかった。仕事が一段落付くと休憩することがあった。

作業現場には、日本人や朝鮮人の監督員がいたが、日本人の監督員は、原告連信らが作業を止めていると竹竿で頭を叩いた。原告連信も一度叩かれたことがあった。

(ウ) 食事は1日3食であったが、米ぬか及びドングリの粉を練って作った饅頭2個とたまに大根の葉っぱの漬け物が出る程度であった。

衣類が支給されることではなく、裸足であった原告連信は、草と麻袋で足を覆って靴の代わりにしていた。後に、ゴム靴と足袋が支給された。

寝具の支給ではなく、木の床の上に麻袋を敷いて、新華院で支給された蒲団をかぶって就寝した。

原告連信は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなく、ノミやシラミがわいた。また、原告連信は夜盲症にかかった。

原告連信は、裸足で作業をしていたため右足が炎症を起こし腫れて歩けない状態になり、医師の診察を受けたことがあったが、腫を出す治療をしただけで「早く出て行け。」と言われた。

(エ) 原告連信は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

エ 無因

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したことを知らされた。

したがって、原告連信の実質的身柄拘束期間は、約1年間（うち強制労働に従事させられた期間は約8か月）である。

原告連信は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、

同月18日に帰国した。原告連信は、塘沽に到着し、そこから汽車で天津に行き、しばらくそこで生活したが、その後、故郷の張老虎村へ帰った。

(7) 原告孔について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲總11、甲各G1ないし甲各G3、原告孔、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告孔について、以下の事実が認められる。

原告孔は、1923年12月21日（旧暦）生まれの中国国民である。

ア 供出

（ア）原告孔は、両親、2人の姉、2人の妹及び弟夫婦とともに居住し、農業や医療に従事していたが、1943年に、国民党の第6部隊（遊撃部隊）に参加した。

1944年6月（旧暦）ころ、所属していた部隊が日本軍に降伏したため、原告孔は日本軍に捕らえられた。原告孔の部隊は自衛団に再編され、原告孔は約2か月弱の間、麦を刈り取る作業や新郷での工事などに従事させられた。その後、原告孔は、仕事に行くと言われて、新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれ、そこに収容された。

（イ）新華院では、起床後、体操をしてから朝食をとり、講義を受けた後に昼食をとり、その後は、体操をしたり講義を受けたりした後、夕食をとって就寝するという生活をしていた。食事は、少量の粟のご飯と野菜のスープまたはお粥（お粥の場合はスープは出ない。）が出た。新華院に滞在中に衣類と掛け蒲団1枚が支給されたことがあった。トイレに行く際には監視員の許可を得る必要があった。原告孔は、教室の黒板を擦した犯人と疑われ、手のひらを棍棒で殴られたことがあった。

原告孔は、約50日間新華院に滞在した。

イ 移入

原告孔らは、汽車で青島まで移動させられた。車両の窓は鉄錠で閉めら

れ、日本兵が監視をしていた。

原告孔らは、青島で、3日程度施設に収容された後、船に乗せられた。

船倉の石炭の上にむしろを敷いて寝ていた。船には300名程度の中国人が乗船し、1週間程度航海した後、昭和19年11月17日ころ、日本の下関港に着いた。

原告孔らは、下船した後、汽車で新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告孔らは、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告孔は、木造2階建ての宿舎に収容され、第2大隊第1中隊の所属（第2大隊長兼第2大隊第1中隊長）となった。

(イ) 原告孔は、毎日、朝食をとった後、午前8時ころに仕事へ行き、現場で昼食をとって、午後6時ころに宿舎に帰る生活をしていた。作業内容は、主に船から石炭を下ろし、貨車に載せ替えるというものであり、原告孔は、日本人の指示を中國人労働者に伝える仕事をしていた。残業をさせられることはあったが、休日は一切なかった。

作業には、常に日本人監督員が付き、作業が遅い等と言って、中國人労働者を殴ったりしていた。もっとも、原告孔自身は殴られたことはなかった。警備室には警察もいた。

(ウ) 食事は1日3食あったが、ぬかとドングリの粉などを混ぜて作った握り拳くらいの大きさの饅頭2個だけであった。

衣料が支給されたことはなく、麻袋1枚が支給されただけであった。

床には何も敷かれていなかったため、草を敷いて就寝した。部屋に暖房器具はなかった。

原告孔は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかつた。もっとも、消毒のために浴槽に入れられることが2回あった。原告孔は、皮膚病にかかった。

(2) 原告孔は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

原告孔は、新潟華工管理事務所に収容された際に、当時の所長から、賃金について、「隊長は1日8円、班長は1日6円、普通の労働者は1日5円である。」と言わされたことがあったが、月末に給料をもらいに行っても「中国に帰るとき払う。」と言われた。帰国前に、所長に給料をもらいに行ったこともあったが、結局支払ってもらえなかつた。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告孔らは働かなくてもよくなり、所長から「帰ってよい。」と言われた。

したがって、原告孔の実質的身柄拘束期間は、約1年間（うち強制労働に従事させられた期間は約9か月）である。

原告孔は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告孔は、塘沽に到着後、石家庄で2年間医療に従事したりした後、郷里へ帰った。

(8) 鳥[]について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各H1の1ないし甲各H6の2、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、鳥[]について、以下の事実が認められる。

鳥[]は、1927年11月4日（旧暦）生まれの中國国民であったが、2000年（平成12年）4月28日、脳出血のため死亡した。

ア 供出

(1) 鳥[]は、济南の印刷彫刻局で、植字作業員として稼働していたが、1944年6月（旧暦）のある夜の午前0時ころ、上記印刷彫刻局で寝ていたところに日本兵が来て、同局マネージャーとともに捕らえられ、日本憲兵隊看守所に連れて行かれた。鳥[]は、牢獄に40日間あまり閉じ

こめられた。

その後、鳳■は、濟南にある新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれた。

(イ) 新華院では、駆け足をさせられたり訓話を聞かされたりした。寝ると
きは地べたに寝かされ、中国人同士で話をすることは禁止されていた。
日本兵から監視されており逃げることはできなかった。

鳳■は、約100日間新華院に滞在した。

イ 移入

鳳■ら（約300名）は、濟南駅から汽車に乗せられ、青島駅まで移動
させられた。新華院を出発する際に、錦入れの服1セット、ズボン及び小
さい蒲団が支給された。

鳳■らは、青島で1泊した後、貨物船に乗せられた。鳳■は鉱石や食料
が積まれた船倉に乗せられた。食事は、毎日トウモロコシの粉で作った粥
のようなもの2杯が出るだけであった。船倉の通風口が小さかったため衛
生状態は悪かった。鳳■らは、乗船中、日本人から監視されていた。鳳■
らは、約23日間乗船していた。

貨物船は、昭和19年12月10日ころ、日本の下関港に到着した。鳳■
らは、下船した後、服を脱がされ風呂に入れられて消毒された。鳳■ら
は、その後、汽車に乗せられ、神戸及び大阪を経由して、新潟に連れて行
かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(イ) 凤■らは、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

鳳■は、木造2階建ての宿舎に収容された。

(イ) 凤■は、毎日、夜が明けると働き始め、1日10数時間働いた。作業
内容は、主に雪かきや荷物（石炭、鉱石、食料等）の積み下ろしであつ
た。休日はなかった。

現場には日本人の監督員がいて、気に入らないことがあると中國人労働者を木の棒で殴る等した。原告は、現場へ行く際に歩くのが遅いと言われ足を殴られたり、落ちていた豆粒を拾って食べたため殴られたりしたことがあった。また、原告は、疲れのあまり海に落下してしまったことがあったが、他の中國人労働者から救助された。

(4) 食事は1日3食あったが、ドングリの粉等で作った饅頭2個とたまに大根の葉っぱの漬け物が出るだけであった。

衣料が支給されたことはなく、麻袋2枚が支給されただけであった。

原告は、寝床の上に藁を敷いて寝た。暖房設備はなかった。

原告は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかつた。

(5) 原告は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告は働かなくてもよくなり、食事も改善された。

したがって、原告の実質的身柄拘束期間は、約1年2か月間（うち強制労働に従事させられた期間は約8か月）である。

原告は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告は、塘沽に到着し、国民党政府から旅費をもらって実家へ帰った。

(9) 原告成偉について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲総58、甲各I1の1ないし甲各Iの3、原告成偉、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告成偉について、以下の事実が認められる。

原告成偉は、1927年12月27日（旧暦）生まれの中國国民である。

ア 供出

(ア) 原告成偉は、両親及び祖母とともに住所地に居住し、農業に従事していた。

1944年8月末（旧暦）のある夜、日本兵が来て、原告成偉、原告成偉の父及び伯父が捕まえられた。原告成偉らは、後ろ手に縛られて、日本軍の兵營があった泗馬河へ連れて行かれ、大きな籠の中に10日以上閉じこめられた。その後、原告成偉は、萊城監獄に連れて行かれた。原告成偉は、同監獄で拷問を受け八路軍であると認めるよう強要され、やむなくそれを認めた。原告成偉は、同監獄に10数日収容された後、泰安にある日本軍の駐屯地に連れて行かれ、監獄に入れられた。原告成偉は、そこに1か月あまり閉じこめられた。その後、原告成偉は、泰安駅から汽車に乗せられ、濟南に連れて行かれた。

(イ) 原告成偉は、濟南駅で汽車から降りると、日本兵に監視されながら、新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれた。

新華院に着くと、着ていた服を脱がされ、代わりに古着を支給された。新華院では、体操をさせられたり講義を受けたりしていた。日本兵から厳しく管理され、体操に行くのが遅かったりすると殴られたりした。新華院に着いてから6日目に、身体検査をされ、日本に行かされることを告げられた。その後、新しい服に着替えさせられ靴を支給された。靴はすぐに壊れてしまったが、代わりは支給されなかった。

原告成偉は、6日ないし7日間新華院に滞在した。

イ 移入

原告成偉ら（約300名）は、長い绳で数珠繋ぎにされ、日本兵に監視されながら汽車に乗せられ、濟南駅から青島駅まで移動させられた。

原告成偉らは青島で1泊し、一組ずつ蒲団を配られた後、貨物船に乗せられた。原告成偉は、鉱石が積まれた船倉に乗せられ、鉱石の上に蒲団を

敷いて寝た。食事は、1日にトウモロコシの粉のお粥2杯が出るだけであった。原告成偉は40日間程度乗船していた。

貨物船は、昭和19年12月10日ころ、日本の下関港に到着した。原告成偉らは、下船した後、練薬を塗ったり体を洗ったりして消毒された。消毒をされている間、衣服も蒸して消毒された。原告成偉は、下関に1泊した後、汽車に乗せられて新潟へ移動させられた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告成偉らは新潟駅に到着後、新潟華工管理事派出所に連れて行かれた。

原告成偉は、木造2階建ての宿舎の2階に収容され、第3中隊3班に配属となった。

(イ) 原告成偉は、数日間休んだ後、作業に従事させられた。原告成偉は、毎日、朝まだ暗いうちに起きて朝食をとった後、現場に行って作業を始め、現場で昼食をとった後、暗くなるまで1日10数時間は働いた。作業内容は主に石炭や大豆などの食料の積み下ろしであった。残業をさせられることはあったが、昼食時間を除いて休憩はなく、休日もなかった。現場には、日本人の監督員がいて、仕事が遅くなったりすると木の棒で殴られたりした。また、原告成偉は、作業中に積み下ろしの機械に引っかけられて、左尻を怪我したことがあった。

(ウ) 食事は1日3食あったが、米ぬかとドングリの粉を混ぜて作った饅頭2個が出る程度であった。

衣服が支給されたことはなかった。麻袋3枚が支給されたことがあったため、原告成偉はそれを服の代わりに纏っていた。原告成偉は靴を持っていなかったため、藁や麻袋を足に巻き付けて靴のかわりにしていたが、昭和20年の初春に黒い足袋1足が支給された。

原告成偉は、藁が敷かれた床の上に小さな蒲団を敷いて寝た。暖房設備はなかった。

原告成偉は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかった。海に入って体を洗ったことはあったが、シラミがわいた。

石炭の荷下ろしの際に、もっこが右腰にあたって怪我をしたことがあり、何針も縫う治療を受け半月くらい仕事ができなかつた。また、皮膚に10センチメートルくらいの瘻瘍ができたことがあつた。

(二) 原告成偉は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取つたこともない。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告成偉らは働かなくてもよくなり、食事も改善された。

したがつて、原告成偉の実質的身柄拘束期間は、約1年間（うち強制労働に従事させられた期間は約8か月）である。

原告成偉は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告成偉は、塘沽に到着し、国民党に世話になりながら、天津で約20日間生活した。その後、原告成偉は、汽車に乗つて滄州まで行き、さらに河北冀福県まで歩いた。そこで、八路軍の世話になりながら1か月ほど宿泊した後、20日間ほど歩いて帰宅した。

(1) 原告範について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲綴11、甲各J1の1ないし甲各J3の2、原告範、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告範について、以下の事実が認められる。

1 原告範は、1918年5月6日生まれの中国国民である。

ア 供出

(1) 原告範は、父、妻及び息子とともに住所地に居住し、農業に従事していた。

原告範は、1944年9月（旧暦）のある夜、村長に指示され、名前

の知らない八路軍の人を王庄まで送った。原告範は、その帰りに、自分の村の入口のところで、7、8人の日本兵に捕まつた。日本兵から八路軍であると疑われていたため原告範はそれを否定したが、日本兵は信用しなかつた。原告範は、背中に銃を押しつけられた状態で、村長の家まで連れて行かれた。

その後、原告範と村長は、日本兵から監視されながら、麻陥村を経由して王庄まで連れて行かれ、原告範が先に送つて行った八路軍の人とともに、部屋に閉じこめられた。翌日の午前9時ころ、原告範らは、再び麻陥村まで歩かされ、そこからトラックに乗せられて、張庄まで連れて行かれた。張庄に3日ほど滞在した後、汽車に乗せられて、泰安に連れて行かれた。

泰安では、10日間ほど部屋に閉じこめられた後、腕を縛られて数珠つなぎにされた。その3日後、原告範らは、汽車に乗せられ、济南に連れて行かれた。汽車には監視の日本兵が乗つていた。

(1) 原告範らは、汽車から降りると、新華院（俘虜収容施設）に連れて行かれた。

新華院では、調話を聞く等した。食事は1日3食あったが、栗ご飯2杯が出るだけであった。原告範は、着ていた服を没収され、代わりに古着を着せられた。木の板で組んだ大きな寝台の上に薄い布をかけて寝た。

原告範は、約半月間新華院に滞在した。

イ 移入

原告範は、ある日の午前中、日本に行かせると言われ、济南駅から汽車に乗せられ、青島まで移動させられた。

原告範ら（約300名）は、青島に数日滞在した後、日本の貨物船に乗せられた。原告範は、船倉に乗せられ、鉱石の上に寝た。食事は1日2食で、1食につき2杯のお粥が出るだけであった。原告範らは、20日余り

の間乗船していた。

貨物船は、昭和19年12月10日ころ、日本の門司港に到着した。原告範は、下船した後、練薬を塗られたり池に入れられたりして消毒された。原告範は、門司で1泊した後、汽車に乗せられ、新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(ア) 原告範は、新潟駅に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告範は、木造2階建ての宿舎の2階に収容された。

(イ) 原告範は、10日ほど休んだ後に働かされた。毎日、夜が明けるとすぐに起きて、朝食をとった後、すぐに作業を始め、暗くなったら作業を終えて宿舎に帰る生活をした。作業内容は、主に除雪、船や貨物列車の荷物の積み下ろし作業であった。

作業には、日本人の監督員が付き、作業が遅くなる等すると、棒で殴られた。

(ウ) 食事は、1日3食あったが、約100グラムの饅頭2個と漬け物が少し出ることがある程度であった。

衣料が支給されたことはなく、麻袋2枚が支給されたのみであった。

原告範は、麻袋を身に纏い、藁や麻袋を足に巻き付けて靴の代わりにしていた。

床の上に板が敷かれており、その上に藁を敷いて蒲団をかけて寝た。

暖房設備はなかった。

原告範は、10数日間熱を出したことがあった。

(エ) 原告範は、上記労働につき、何らかの労働契約を結んだことは一切なく、賃金を受け取ったこともない。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告範らは働かなくてもよくなり、食事も改善された。

したがって、原告範の実質的身柄拘束期間は、約1年間（うち強制労働に従事させられた期間は約8か月）である。

原告範は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告範は、塘沽に到着した後、天津で1か月ほど生活した後、歩いて呉橋県へ行った。そこで、八路軍の世話になりながら数泊した後、20数日間歩いて自宅へ帰った。

① 原告周について

前提事実、前記認定事実4及び5、証拠（甲総11、甲各K1ないし甲各K2の2、検証）並びに弁論の全趣旨によれば、原告周について、以下の事実が認められる。

原告周は、1926年9月28日（旧暦）生まれの中国国民党である。

ア・供出

① 原告周は、両親、4人の兄、2人の兄妹、1人の姉、1人の妹及び2人の姪とともに生活していたが、1943年4月ころ（旧暦），家が貧乏であったため青島に出稼ぎに行くことになった。

原告周が青島に行ったところ、同じ村出身の洪■（以下「洪■」という。）と会い、日本に出稼ぎに行くポスターが貼ってあるから一緒に行かないかと誘われた。洪■の話では、日本で1か月働けば500元もらうことができるが、働く場所や仕事の内容ははっきり書いていないとのことであった。原告周は、日本で働くことによって少しでも楽な生活ができるのではないかと考え、日本へ行くことを決意し、洪昌とともに青島の大港の近くにあった事務所へ行き、日本へ出稼ぎへ行く申込みをした。申込みをすると、服1セットを支給され、1週間後に大港から船で出発することを知らされた。

原告周は、その後、青島の従兄の家に滞在したが、従兄は原告周が騙されているのではないかと心配し、日本へ行くのを辞めるようにと苦つ

てきた。しかし、原告周は、ポスターに書いてあったということを信じていたため、決意は揺らがなかった。それでも従兄が説得をしてきたことから、原告周はそこに居づらいと感じ、同郷の友人の所へ行って、出航まで泊めてもらった。

(イ) 原告周は、出航の日に港へ行ったところ、出稼ぎに応募した約150名の中国人が集まっていた。

イ 移入

原告周は、貨物船の船倉に乗せられた。

乗船中の食事は、1日2食で、饅頭2個と白菜の漬け物のようなものが出ただけであった。原告周は船酔いをし、あまり食べることができなかつた。原告周らは、10日間程度乗船していた。

貨物船は、昭和19年6月16日ころ、日本の神戸港に到着した。原告周らは、下船した後、貨物列車に乗せられ、どこかへ連れて行かれ、そこで風呂に入れられた。その後、原告周らは、トラックに乗せられ、新潟に連れて行かれた。

ウ 新潟港での就労状況等

(イ) 原告周らは、新潟に到着後、新潟華工管理事務所に連れて行かれた。

原告周は、木造2階建ての宿舎の1階に収容され、第15班の所属となつた。

(イ) 原告周は、毎日、午前6時に起床して食事をとった後、作業に出かけ、現場で食事をとり、午後8時ないし9時ころまで作業を続けた。作業が終わらないときには残業をした。

作業には、日本人の監督員がついてきた。作業内容は、主に船からの石炭や食料等の積み下ろしであった。昼食時間以外に休憩はなく、休日は一切なかつた。

(ウ) 食事は、1日3食出たが、朝昼晩とも100グラム程度の饅頭2個と

スープだけであった。

衣料は、麻袋1枚と地下足袋1足の他は支給されなかつた。

部屋の両側に長い板を渡した寝台の板の上に薄い毛布1枚を敷いて寝たが、蒲団も枕もなかつた。部屋には暖房施設はなかつた。

原告周は、新潟華工管理事務所にいる間、入浴することは一度もなかつた。

原告周は高熱を出したことがあつた。

(二) 原告周は、上記労働につき、被告らと何らかの労働契約を結んだことはなく、賃金を受け取つたこともない。

エ 帰国

昭和20年8月15日、日本が連合国に降伏したため、以後、原告周らは働くなくてもよくなつた。

したがつて、原告周の実質的身柄拘束期間は、約1年3か月間（うち強制労働に従事させられた期間は約1年2か月）である。

原告周は、昭和20年10月9日に新潟港発の江ノ島丸に乗船して、同月18日に帰国した。原告周は塘沽に到着したが、大隊長に連れられて汽車に乗つて天津へ行った。その後、青島へ行って、日本での労働に対する賃金を支払ってくれる人を探したが、結局、賃金の支払いを受けることはできなかつた。原告周は、従兄の家に滞在していたところ、2番目の兄が迎えに来てくれたため、実家へ帰宅した。

する補償を要求することとし、それに伴い華鮮労務対策委員会が設置された。

華鮮労務対策委員会は、石炭統制会理事長、鉱山統制会部長、造船統制会理事長及び日本港運業会常務理事の参集を得て、「華人及鮮人使用上より生じた損害に対しては、国家補償の途を講ずる様政府に懇請する事」を決定した。

(2) 被告国は、華鮮労務対策委員会等からの陳情活動を受け、昭和20年12月30日、移入華人及朝鮮人労務者取扱要領を閣議決定した。この閣議決定では、「終戦後政府管理トナル迄華人又ハ朝鮮人ナルカ故ニ已ムヲ得ス事業主ニ於テ負担セル休業手当其ノ他ノ損失ニ付テハ、実情調査ノ上政府ニ於テ必要ナル補償ヲ考慮スルモノトス」とされていた。

これにより、日本港運業会（21事業場）は、被告国から、合計534万0445円の補償金の支払いを受けた（平均すると、1事業場あたり約25万4307円となる。）。

8. 強制連行及び強制労働についての被告国の対応

(1) 華人労務者就労事情調査報告書（甲総3の1ないし5、以下「外務省報告書」という。）

証拠（甲総1、甲総3の1ないし5、甲総4の1及び甲総4の2、甲総11、甲総25ないし甲総27、甲総43、甲総117ないし甲総119、甲総125）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 外務省報告書等の作成・焼却

被告国は、昭和21年2月ころ、近い将来に予想されていた中國側からの調査に備える目的で、中国人労働者の強制連行及び強制労働について、諸般の実情を精密に調査することとした。

この方針に基づいて、外務省管理局は、中国人労働者を使役した135事業所の全てに調査を命じ、報告書（華人労務者就労期末報告書等〔甲総11、甲総117ないし甲総119〕はその一部である。以下「事業所報告